

no.	補助内容	質問事項	回答												
1	総論	年度途中に新設される事業所は補助の対象となるのか。	対象になります。ご相談ください。												
2		所在地は文京区だが、文京区外から利用者が来所している場合、文京区が補助するのか。	事業所の所在地の区市町村が補助しますので、文京区が補助します。												
3		入所施設と合築だが交付手続きはどのようになるのか。	指定の単位ごとの手続きとなります。 障害者支援施設として入所と同一の事業所番号となっている場合は、障害者支援施設の日中部門として都から直接補助するため、本制度の対象となりません。別個の事業者番号の場合には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については、本事業による補助の対象となります。												
4		主たる事業所と従たる事業所が異なる区市町村に所在する場合、交付手続きはどのようになるか。	指定の単位ごとの手続きとなります。 従たる事業所についても、主たる事業所の所在地の区市町村から補助することになります。 なお、主たる事業所が障害者支援施設である場合は、従たる施設の所在地の如何を問わず、障害者支援施設の日中部門として都から直接補助するため、本制度の対象となりません。												
5	基本補助	在籍者として認められる範囲は、どこまでか。	在籍者として補助対象となるためには、支給決定を受けており、当該支給決定の有効期間内であることが必要です。なお、私的契約による利用者は、補助対象としては認められません。												
6		在籍はしているが入院中で事業所を利用していない期間でも算定可能か。	算定可能です。												
7		週4回以下しか通所しない契約になっている利用者も、1人としてカウントできるのか。	カウントできます。												
8		以下のような状況の多機能型事業所における場合の基本補助の算定はどうなるのか。	多機能型事業所は事業の種別ごとに指定されるものであることから、事業の種別ごとの定員を上限として算定し、以下のとおりとなります。 ⇒ 生活介護 20名交付(△5)・・・定員を上限 ⇒ 就労継続 16名交付……………現員 ⇒ 合計 36名交付												
		<table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>定員</td> <td>現員</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>就労継続</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> </table>		定員	現員	生活介護	20	25	就労継続	20	16	合計	40	41	
	定員	現員													
生活介護	20	25													
就労継続	20	16													
合計	40	41													

no.	補助内容	質問事項	回答												
9	選択式 加算 重度者	<p>以下のような状況の事業所における場合、重度者が何名在籍していれば、「重度者30%」の要件を満たすことになるのか。</p> <p>(例1) ・定員30人、在籍者26人</p> <p>(例2) ・定員30人、在籍者40人</p>	<p>原則として在籍者数を基礎としますが、在籍者数が定員を上回る場合には定員を基礎とします。すなわち、基本補助の算定対象者数に30%を乗じ、小数点以下の端数を切り上げた数以上の重度者が在籍していることが、「重度者30%」の要件となります。</p> <p>(例1) 26人×30%=7.8人 → 8人(小数点以下端数切上げ) [在籍者数を基礎]</p> <p>(例2) 30人×30%=9.0人 → 9人 [定員を基礎]</p> <p>【定員を上限とする在籍者を補助の対象としているため、重度者30%の算定も、これに基づき行います。】</p>												
10		<p>以下のような状況の多機能型事業所における場合、重度者30%の算定はどのように行うのか。</p> <table border="1" data-bbox="255 798 739 933"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>現員(うち重度者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護</td> <td>6人</td> <td>8人(7人)</td> </tr> <tr> <td>就労継続</td> <td>24人</td> <td>20人(1人)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30人</td> <td>28人(8人)</td> </tr> </tbody> </table>		定員	現員(うち重度者)	生活介護	6人	8人(7人)	就労継続	24人	20人(1人)	合計	30人	28人(8人)	<p>基本補助の算定対象者数に30%を乗じ、小数点以下の端数を切り上げた数以上の重度者が在籍していることが「重度者30%」の要件となります。</p> <p>この例では、</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本補助の算定対象者数 生活介護6人(定員数)+就労継続20人(在籍者数)=26人 「重度者30%」の算定 26人×30%=7.8人 → 小数点以下切り上げて8人…☆ 重度者の在籍数 生活介護7人+就労継続1人=8人 → ☆の数以上であるため要件を満たす。 <p>【「基本補助の算定対象者数」は事業ごとの定員を上限として算定しますが、「重度者の在籍数」は事業所における実際の在籍者数により算定します。】</p>
	定員	現員(うち重度者)													
生活介護	6人	8人(7人)													
就労継続	24人	20人(1人)													
合計	30人	28人(8人)													
11	選択式 加算 ショートステイ	<p>同一建物内で別事業者番号のショートステイを実施しているが、この場合は対象にならないか。</p>	<p>同一建物/同一敷地/隣接敷地のいずれかの場所で、補助対象事業所と一体的な人員体制により運営していることを要件とし、事業者番号が同一であるか否かは問いません。なお、日中活動系サービス以外と併設する形で短期入所を実施しているものは不可とします。</p>												

no.	補助内容	質問事項	回答
12	選択式 加算GH	所在地の都合上、他道府県のグループホームをバックアップしているが、この場合は対象となるか。	バックアップ先として認められるグループホームは、補助対象の日中活動系事業所が日常的に連携可能な地域（車でおおむね30分程度の範囲内）に所在するものに限りです。
13		就労移行実績について、短時間の就労と日中活動系サービスを併用している者はどのように取り扱うのか。	サービスを利用している(事業所の利用者として在籍している)間は、並行して就労している場合であっても就労移行実績とはせずに、基本補助の対象である在籍者として取り扱います。なお、サービスの利用を終了(退所)した際には、就労移行実績として取り扱います。
14		就労移行実績について、退所・就職と退職・再通所を繰り返す利用者はどのように取り扱うのか。	就労移行実績として取り扱って差し支えありません。 なお、当該利用者の移行先での円滑な定着に向けた事業者の取組みを促すよう努めてください。
15	選択式 加算 就労移行	事業所の利用を終了した者を、引き続き当該事業所の職員として雇用した場合、就労移行実績の対象として差し支えないか。 また、この者について障害者等雇用加算を適用することは可能か。	事業所の利用を終了した者を、引き続き当該事業所の職員として雇用した場合、就労移行実績の対象とすることができます。また、所定の要件を満たせば障害者等雇用加算の対象とすることも可能です。 なお、アフターケアの対象とすることはできません。
16		補助対象事業所の利用終了に引き続いて移行した先が就労継続支援A型の事業所であった場合、就労移行実績としてカウントして差し支えないか。	移行先である就労継続支援A型の事業所において、給付費の支給対象となっている場合には、引き続き公的な福祉サービスの対象となっているものであることから、就労移行実績としてカウントすることは認められません。 また、チャレンジ雇用も一般就労とは認められません。→令和3年4月1日以降にチャレンジ雇用により就労した場合も、就労移行実績の対象となりました。
17	選択式 加算 アフター ケア	アフターケアの対象者の範囲は、どこまでか。	サービスの利用を終了した後、原則として一般就労または就学した者であって、その後の自立生活への支援が必要と事業所の管理者が認めた利用者が対象となります。 なお、一般就労または就学していない者であっても、家族等の障害・疾病のほか、家族が高齢(要介護状態等)である場合、家族による放置、無理解、無関心等により家族等による援助を受けることが困難である場合等、区市町村において、当該利用者の福祉の向上を図る上で特に必要と認めるものについては、対象とすることができます。 ただし、入院、入所、通所、死亡の場合は対象となりません。
18		アフターケアにおける支援の内容は、どのようなものか。	支援内容を記載した計画書を作成した上で、退所後の自立生活に必要な物品の購入を含め、各種の援助等を行うことが支援の内容となります。

no.	補助内容	質問事項	回答
19	選択式 加算 第三者 評価	第三者評価の受審結果を踏まえて実施する改善に向けた取組の具体的内容は、どのようなものか。	第三者評価を受審した年度においては、評価結果に基づく現状分析を行うとともに、改善計画を立案し、それ以外の年度においては、計画に基づき改善を実施することが、取組の内容となります。
20		当年度に第三者評価を受審したものの、受審日が年度末近くだったため、年度末までに評価書の交付を受けるに至らない場合、改善計画の作成はどうしたら良いか。	受審当日の評価者による講評の内容を踏まえた改善計画案等を年度末までに作成し、実績報告時に添付することになります。
21		法人の合併・分割等に伴い、新たに事業者指定を受けたが、事業自体は実質的に継続している場合、前年度または前々年度に受審した実績をカウントできるのか。	事業自体が実質的に継続しているものと認められる場合には、受審実績としてカウントして差し支えありません。
22		受審経費は3年に一度しか補助されないのか。	3年に一度に限らず、受審した場合には補助の対象とします。ただし、前回受審後の取組みが適正に行われていることが望ましいことに留意してください。
23	雇用加算	400時間以上というのは一人当たり400時間以上必要か。それとも加算要件に該当する雇用者総数で400時間以上あれば良いか。	加算要件に該当する雇用者総数で400時間以上あれば良いです。
24		申請の際に、被雇用者が加算要件に該当する旨の証明書類の提出は必要か。	提出は不要ですが、事業所においては障害者手帳の写など所要の書類を保管しておく必要があります。
25		当該事業所の利用終了者を、引き続き、職員配置基準以外の職員として雇用した場合、対象となるか。	対象となります。
26		就労A型事業所において、事業所の利用者は対象となるか？	サービスを利用している(事業所の利用者として在籍している)方は、基本補助の対象である在籍者として取り扱うこととなり、障害者等雇用加算の対象とはなりません。
27		日中活動系サービスの利用者を、同時並行して雇用した場合(例:週4日は利用者として通所、週1日は職員として勤務)も、この加算の対象になるか。	サービスを利用している(事業所の利用者として在籍している)間は、並行して就労している場合であっても基本補助の対象である在籍者として取り扱うこととなり、障害者等雇用加算の対象とはなりません。
28		高齢者を雇用する場合で、年度途中において、対象年齢に達する場合及び対象年齢を超過する場合の取扱い如何。	満60歳の誕生日を含む月の翌月(月初日が誕生日の場合は、その月)から、満65歳の誕生日を含む月(月初日が誕生日の場合は、その月を除く)までが対象となります。